

令和7年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立大学法人佐賀大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和7年度における調達の目標

令和7年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和7年1月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用ボールジョイントケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	

絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋ファイル 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和7年度に購入する物品及び令和7年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の調達においては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
--	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和7年度に購入する物品及び令和7年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和7年度に購入する物品及び令和7年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※業務用エアコンディショナーにおいては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※ガス温水機器、石油温水機器においては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
--	--

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※LED照明器具においては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

12. 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤにおいては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
--------------------------------------	--

トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	
-------------------------------	--

1 3. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

1 4. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

1 5. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※タイルカーペットにおいては、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
--	---

1 6. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

1 7. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18. 設備

太陽光発電システム	現在のところ調達の予定なし。
太陽熱利用システム	現在のところ調達の予定なし。
燃料電池	現在のところ調達の予定なし。
エネルギー管理システム	現在のところ調達の予定なし。
生ゴミ処理機	現在のところ調達の予定なし。
節水器具	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
給水栓	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
テレワーク用ライセンス	現在のところ調達の予定なし。
Web会議システム	判断基準を満たすものを1システム調達予定。

19. 防災備蓄用品

災害備蓄用飲料水	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※災害備蓄用飲料水においては、災害用に長期保管する目的から、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
アルファ化米	
保存パン	
乾パン	
レトルト食品等	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
備蓄用作業服	
携帯発電機	
非常用携帯電源	

20. 公共工事

公共工事の調達目標は、文部科学省が定めた令和7年度文部科学省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」における「20. 公共工事」に準ずる。

21. 役務

省エネルギー診断	現在のところ調達の予定なし。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。
食堂	調達を実施する品目については、調達目標は100%とし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」による調達を目標とする。

自動車専用タイヤ更生	現在のところ調達の予定なし。
自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
植栽管理	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
加煙試験	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
清掃	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
輸配送	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
学内において営業を行う小売業務	現在のところ調達の予定なし。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
会議運営	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

2.2. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II 特定調達物品等以外の令和7年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマークや環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）などの第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めると共に、国の策定するカーボンフットプリントガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するように努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン調達を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
5. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等によ

り環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。

6．調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン調達を推進する。

7．本調達方針に基づく物品調達担当窓口は財務部経理調達課、公共工事担当窓口は環境施設部企画管理課とする。